

佐賀県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定  
施術機関から廃止の届出があつた。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
東洋針灸療法院	唐津市熊ノ原町三一〇三番地八	平成八・一二・一
井本整骨院	嬉野市塩田町大字馬場下甲一六八七番地	平成二二・八・二九
からだ屋本舗整骨院	一 鳥栖市布津原町一四番地	平成二二・九・一